当裁判所昭和二七年(オ)第六一四号土地建物売買無効確認請求事件につき、当 裁判所が昭和二七年一二月二六日になした上告却下の判決に対し、申立人から異議 の申立があつたが、期間経過後の不適法の申立であるから当裁判所は、裁判官全員 の一致で、次のとおり決定する。

主 文

本件異議を却下する。

申立費用は申立人の負担とする。

昭和二八年二月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長	長裁判官	霜	山	精	
	裁判官	栗	Щ		茂
	裁判官	小	谷	勝	重
	裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	谷	村	唯一	郎